

## 第6章 バリアフリー化のための事業およびその他の施策

### 6-1 特定事業およびその他の事業

移動等円滑化のために実施すべき事業は、「公共交通特定事業」「道路特定事業」「路外駐車場特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」の6つの特定事業と「その他の事業」を定めます。それぞれの事業の基本的な事項を以下に示します。

また、基本構想に定められた特定事業は、その内容に即して、各事業者が特定事業計画<sup>※1</sup>を作成し、それに基づく事業実施を推進していくことになります。

#### 【バリアフリー法に定める特定事業の内容】

1 公共交通特定事業	○特定旅客施設 <sup>※2</sup> におけるバリアフリー整備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ○特定車両 <sup>※3</sup> (軌道車両、乗合バス)のバリアフリー化(低床化等)
2 道路特定事業	○道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置 ○バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)
3 路外駐車場特定事業	○特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備
4 都市公園特定事業	○都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設 <sup>※4</sup> の整備
5 建築物特定事業	○特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ○全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設 <sup>※5</sup> の整備
6 交通安全特定事業	○バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等) ○バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など)
7 その他の事業	○特定事業以外のバリアフリー化事業

出典：国土交通省HP(一部抜粋)

※1 特定事業計画：バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が、単独でまたは共同して基本構想に即して特定事業を実施するための計画。

※2 特定旅客施設：1日あたりの利用客数が5,000人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がい者等の利用が、1日あたりの利用客数5,000人以上の旅客施設と同程度以上である旅客施設。

※3 特定車両：軌道経営者または一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。

※4 特定公園施設：移動等円滑化が特に必要なものとして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行例」(平成18年政令第379号)第3条に定めるもの。具体的には、園路・広場・休憩所、野外音楽堂、駐車場、便所、掲示板、標識等がある。

※5 建築物特定施設：出入口、廊下等、階段(踊場を含む)、スロープ(踊場を含む)、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテルまたは旅館の客室、敷地内の通路、駐車場および浴室またはシャワー室をいう。

事業の実施予定時期については、短期を平成 25～27 年度、中期を平成 28～32 年度、長期を平成 33 年度以降と設定します。

なお、記述している特定事業の実施内容は、各事業者との事前調整により、合意を得た内容です。

## 6-1-1 公共交通特定事業 等

### (1) 鉄道事業者

#### 【整備方針】

- 国、地方自治体と協調し、ホーム縁端警告ブロックの改善等を検討します。
- 障がい者等の利用を促進するため、引き続き接遇・介助教育等を推進していきます。

#### ① 御殿場駅 [事業者:JR東海(株)]

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
車両	新規車両導入時には、バリアフリーに対応した車両を導入します。	■	■	■
プラットホーム	ホーム縁端警告ブロック※1を内方線付きのものに取り替えます。	■		
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を引き続き実施します。	■	■	■

■事業実施後、継続的に取り組む整備内容、および、短期・中期・長期にまたがって整備を進める内容については、複数期を整備目標として表現します。

※1 ホーム縁端警告ブロック：電車のプラットホームの縁端から 80cm 以上離れた場所に、プラットホーム長軸方向に沿って連続的に敷設しているもの。

(2) バス事業者

【整備方針】

- 聴覚障がい者など、話し言葉による意思疎通が難しい方と円滑にコミュニケーションをとれるよう、筆談用具やコミュニケーションボード<sup>※1</sup>を車内に設置します。
- 障がい者等の利用を促進するため、接遇・介助教育を推進します。
- バスを使ったバリアフリー教室の開催支援をします。

① 富士急行バス(株)

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
車両	新規車両導入時には、バリアフリーに対応した車両を導入します。	■	■	■
意思疎通を図るための設備	筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置するとともに、当該設備を設置している旨を車内に分かりやすく表示します。	■	■	■
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■
	バス車両を利用したバリアフリー教室への協力を行います。	■	■	■

② 箱根登山バス(株)

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
車両	新規車両導入時には、バリアフリーに対応した車両を導入します。	■	■	■
意思疎通を図るための設備	筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置するとともに、当該設備を設置している旨を車内に分かりやすく表示します。	■	■	■
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■
	従業員のサービス介助士 <sup>※2</sup> の資格取得を推進します。	■	■	■

※1 コミュニケーションボード：聴覚障害や知的障害等の理由で、言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な人の補助するためのツールであり、ボードに絵、写真、文字、数字などが記されており、それらを使ってコミュニケーションを図るもの。

※2 サービス介助士：高齢者や障がい者が安心して外出できるように、街の中の移動や買い物等に適切な手伝いをするスペシャリストをNPO法人日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

(3) タクシー事業者

【整備方針】

- 聴覚障がい者など、話し言葉による意思疎通が難しい方と円滑にコミュニケーションをとれるよう、筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置します。
- 障がい者等の利用を促進するため、接遇・介助教育を推進します。

① 各タクシー事業者

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
車両	福祉車両の導入を検討します。			■ (目標)
意思疎通を図るための設備	筆談用具やコミュニケーションボードを車内に設置するとともに、当該設備を設置している旨を車内に分かりやすく表示します。		■	
対応	心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■
	乗務員の接遇・介助技能の習得に努めます。	■	■	■
	一人暮らしの高齢者の買い物介助、代理購入などの新たなサービスを検討します。	■	■	■

※上記に示した特定事業の「対応」の内容は、一部タクシー事業者のみに当てはまる内容を含みます。

※整備目標の「(目標)」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

6-1-2 道路特定事業 等 [事業者:静岡県、御殿場市]

(1) 県道

【整備方針】

- 県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、県道御殿場箱根線は地区内ネットワークの軸となる重要な道路であることから、移動等円滑化基準に基づく早期のバリアフリー化実現に向けて計画を推進します。
- 中心市街地（駅周辺）の自転車歩行者道のネットワーク化を図り、自転車交通の円滑な通行を推進します。
- 雨水対策のため、車道路面の舗装方法について検討します。
- 歩道路面の安全性を確保するため、すべりにくく水はけのよい仕上げにするとともに、舗装の老朽箇所の補修や降雪時の凍結防止など、適正な維持管理を推進し、景観に配慮した整備を行います。
- 生活関連経路には、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。

① 県道沼津小山線（旧 246 号）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩行者の安全確保を最優先として、歩行者空間を確保します。ただし、駅周辺など、必要な歩行空間等が現道内で確保できない区域については、一部拡幅を検討します。		■	■
歩道はセミフラット型※1を基本とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	■
歩行障害物の移設又は撤去を推進します。		■	■

※1 セミフラット型（形式）：移動等円滑化基準に即した構造形式で、歩道面と車道面の段差が5cmの歩道形式。

② 県道御殿場停車場線（軒田通りおよび国道 246 号まで）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩行者の安全確保を最優先として、拡幅による歩道整備を実施し、バリアフリー化を推進します。		■	■
歩道はセミフラット型を基本とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	■
歩行障害物の移設又は撤去を推進します。		■	■

※ 中期の整備目標は、若宮交差点から駅前広場までの間とします。

③ 県道御殿場箱根線（旧 138 号）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩行者の安全確保を最優先として、歩行空間を確保し、バリアフリー化を推進します。			■
歩道はセミフラット型を基本とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。			■
歩行障害物の移設又は撤去を推進します。			■

(2) 市道

【整備方針】

- 東大路線の塚本高架橋西側交差点は「御殿場市道路整備 10 か年計画」で事故発生件数の多い路線として位置づけられていることから、事故のない交差点になるよう、県と共同で交差点改良を推進します。
- 市道 1649 号線は現道幅のまま、一方通行化を含む交通規制や歩道整備を検討し、歩行者等の安全を図ります。
- 駅東側の市道はコミュニティ道路<sup>※1</sup>として、ハンプ<sup>※2</sup>やゾーン 30<sup>※3</sup>などによる通過交通の排除や、植樹による快適な歩行空間の整備を目指します。
- 中心市街地（駅周辺）の自転車歩行者道のネットワーク化を図り、自転車交通の円滑な通行を推進します。
- 路面の舗装など、景観に配慮した整備を行います。
- 雨天時や降雪時の路面の安全性を確保するため、すべりにくく水はけのよい仕上げにするとともに、舗装の老朽箇所の補修等、適正な維持管理を推進します。
- 生活関連経路には、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。
- 以下に整備内容を記載していない「御殿場市道路整備 10 か年計画」に位置づけられている「(都)御東原循環線」、「(都)新橋深沢線（区間：勝又新聞店前～みなみ幼稚園前）」、「(都)永原高根線」についても、移動等円滑化基準に従い、誰もが移動しやすい歩行空間の確保を目指します。

① 生活関連経路全体

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
溝蓋の穴が歩行者の支障となっている箇所にはカバーを取り付けます。	■		
道路整備推進と同時に、ゾーン 30 のエリア設定を検討します。	■	■	
街路灯が暗いところについては、照度アップを計画的に実施します。	■	■	■

※1 コミュニティ道路：自動車の通行を主たる目的とはしない道路。住宅地の道路整備手法で、歩道の設置や車道をジグザグにして車のスピードを抑えるなど、歩行者の安全を優先した道路。

※2 ハンプ：通過する自動車の速度を抑えるために、道路の車道部分を盛り上げて舗装したもの。

※3 ゾーン 30：ある一定の区域内において、生活道路における歩行者等の交通安全対策を推進するための取り組みで、原則として、自動車の最高速度を 30 km の区域規制を設定し、通過交通を可能な限り抑制することを目的とするもの。

② 市道 0218 号線（富士病院前）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	■
歩道は平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	■
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。		■	■
縁石により歩道と車道を分離します。		■	■
路肩は、カラー舗装等による自転車道の整備を検討します。		■	■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	■
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	■
歩道の緑化方策を検討します。		■	■

③ 市道 1649 号線（新東線）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	
歩道は平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。		■	
路肩は、カラー舗装等による自転車道の整備を検討します。		■	
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	
歩道の緑化方策を検討します。		■	
一方通行化を含む交通規制を検討し、歩行者等の安全確保を図ります。		■	

## ④ 市道 0216 号線（東大路線）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。			■
歩道は平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装とします。			■
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。			■
縁石により歩道と車道を分離します。			■
路肩は自転車道として整備します。			■
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。			■
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。			■
歩道の緑化方策を検討します。			■

## ⑤ 市道 4242 号線（旧 246 号森之腰付近～駅富士山口）

整備内容	整備目標		
	短期 25～27 年度	中期 28～32 年度	長期 33 年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。	■		
歩道は平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装とします。	■		
歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道を解消します。	■		
縁石により歩道と車道を分離します。	■		
路肩は自転車道として整備します。	■		
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。	■		
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	■		
歩道の緑化方策を検討します。	■		

⑥ (都)新橋深沢線

区間	整備内容	整備目標		
		短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
東田中一丁目～消防署入口	歩道の勾配は緩やかなものとし、波打ち歩道の解消を検討します。			■
	視覚障害者誘導用ブロックの連続性を点検し、適切な設置と破損している箇所等の補修を行います。		■	
	店舗敷地と歩道の段差解消を検討します。		■	
東田中一丁目～御東原循環線	歩道はセミフラット型の整備を実施します。	■	■	
	歩道は平たんで滑りにくく、水はけの良い舗装とします。	■	■	
	縁石により歩道と車道を分離します。	■	■	
	路肩は自転車道として整備します。	■	■	
	道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。	■	■	
	必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	■	■	
	歩道の緑化方策を検討します。	■	■	

## ⑦ (仮)箱根乙女口線

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	
歩道は平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	
縁石により歩道と車道を分離します。		■	
路肩は自転車道として整備します。		■	
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	
電線類の地下埋設を行うことで、歩行者空間を確保します。		■	
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	
駅広場から市道 1649 号線までの間の歩道に街路樹を植樹します。		■	

⑧ (仮)箱根乙女口広場

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
歩道はセミフラット型の整備を実施します。		■	
歩道は平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装とします。		■	
縁石により歩道と車道を分離します。		■	
道路側溝は、誰もが通行に支障のない構造にします。		■	
電線類の地下埋設を行います。		■	
バス乗降場においては、高齢者・障がい者等が低床バス※1へ円滑に乗降できるような歩道構造に配慮します。		■	
タクシー乗降場においては、高齢者・障がい者等が車両へ円滑に乗降できるような歩道構造に配慮します。		■	
障がい者用の停車スペースを設置するとともに、車両へ円滑に乗降できるような歩道構造に配慮します。		■	
必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。		■	
ベンチ等の休憩施設を設置します。		■	
駅前広場から駅舎へ接続するエレベーターを改良します。		■	
緑化や親水空間などの景観施設を整備します。		■	

※1 低床バス：地上面から床面までの高さは65cm以下であり、スロープ板および車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は80cm以上であること等、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバス。

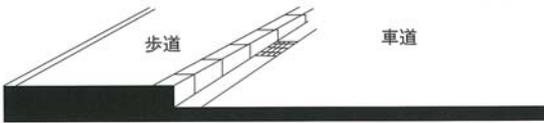
バリアフリー情報BOX

《歩道のバリアフリー化整備》

歩道と車道を分離する方法として「① マウントアップ形式<sup>※1</sup>」、「② セミフラット形式」、「③フラット形式<sup>※2</sup>」の3つの形式があります。

《3つの整備形式》

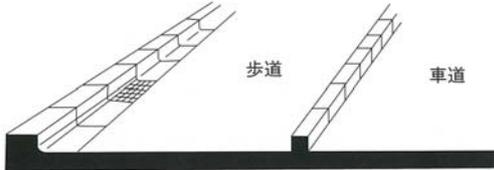
① マウントアップ形式



② セミフラット形式



③フラット形式



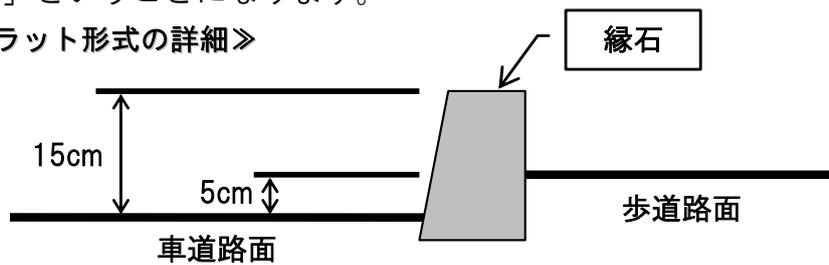
出典：東京都福祉のまちづくり条例  
施設整備マニュアル

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（以下、道路移動等円滑化基準 という）では、「② セミフラット形式」による整備を定めています。

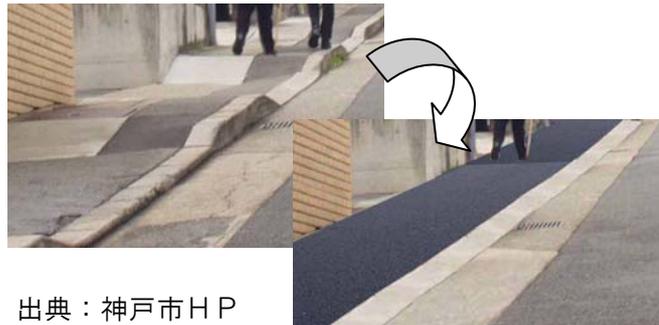
セミフラット形式は、排水への配慮をした上で、歩道内のアップダウン（いわゆる「波打ち歩道」を抑えた、バリアフリーに配慮した歩道の構造形式です。

「歩道をバリアフリー化する」とは、基本的には「セミフラット形式の整備をする」ということになります。

《セミフラット形式の詳細》



《波打ち歩道の解消イメージ》



出典：神戸市HP

※1 マウントアップ型（形式）：横断歩道部や車両乗入れ部だけを切り下げた、車道面より歩道面が高い（11cm～25cm）歩道形式。  
 ※2 フラット型（形式）：車道面と歩道面が同じ高さの歩道形式。

6-1-3 路外駐車場特定事業 等

【整備方針】

- 誰もが利用しやすい駐車場となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー整備を推進します。
- 特に、駐車スペースに至るまでの空間におけるバリアフリー化に配慮します。

① 市営駅南駐車場【事業者：御殿場市】

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
通路	車いす使用者が通る経路において、十分な幅の確保を検討します。			■ (目標)
階段 スロープ	手すりの設置を検討します。			■ (目標)
トイレ	水洗器具（オストメイト※ <sup>1</sup> 対応）の設置を検討します。			■ (目標)
エレベーター	音声案内装置※ <sup>2</sup> の設置を検討します。			■ (目標)
対応	指定管理者※ <sup>3</sup> に対して、心のバリアフリーに対応した職員教育を指導します。	■	■	■

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

※1 オ ス ト メ イ ト：直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部〔ストーマ（人工肛門・人工膀胱）〕を造設した人のこと。オストメイトは便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着している。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、このときに、パウチや腹部を洗浄する必要がある。

※2 音声案内装置（音声案内設備）：音声ガイダンスによって施設の場所等の案内を行うもの。

※3 指 定 管 理 者：地方公共団体から公共施設の管理を任される団体のこと。

## 6-1-4 都市公園特定事業

## 【整備方針】

- 誰もが利用しやすい公園となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー整備を推進します。

## ① 新橋公園【事業者:御殿場市】

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
園路及び 広場	園路・トイレと広場の段差を解消します。		■	

## ② 馬車道公園【事業者:御殿場市】

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
トイレ	多機能トイレを設置します。		■	

## ③ 鮎沢公園【事業者:御殿場市】

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
スロープ	広場中央にある段差に併設してスロープを設置します。		■	
	車いすが通行可能な幅を設けます。		■	
	傾斜は緩やかなものとするとともに、路面は滑りにくく、水はけの良い仕上げとします。		■	
	必要に応じて、スロープの両側に手すりおよび立ち上がり部を設けます。		■	

### 6-1-5 建築物特定事業 等

#### 【整備方針】

- 誰もが利用しやすい建築物となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー整備を推進します。

#### (1) 公共施設

##### ① 御殿場市役所 [事業者:御殿場市]

東館新設のタイミングに合わせてハード整備を推進します。

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
東館新設	トイレ	多機能トイレを設置します。	■	
	案内・誘導	音声案内設備を設置します。	■	
	設備	幼児スペースや授乳室、福祉情報コーナー等の福祉サービスゾーンを設置します。	■	
本庁舎改装	通路	市民ホールの動線の改善を実施します。	■	
		東館への連絡誘導の改装を実施します。	■	
	階段スロープ	玄関回りのスロープの改善を実施します。	■	
	案内・誘導	市民ホールにおけるサイン整備を実施します。	■	
案内・誘導	東館、別棟への案内サインを充足します。		■	
設備	聴覚障がい者の窓口での呼び出し等の案内方法を検討します。		■	
駐車場	障害者等用駐車スペース、思いやり駐車場の整備を検討します。		■	
対応		心のバリアフリーの意識啓発用看板を設置します。	■	
		障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■
		心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■

② 御殿場地域振興センター [事業者:御殿場市]

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
階段 スロープ	始末端、および踊り場に点状ブロックの設置を検討します。			■ (目標)
	段差を認識しやすい色にする等の整備について検討します。			■ (目標)
トイレ	水洗器具（オストメイト対応）の設置を検討します。			■ (目標)
案内・誘導	トイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置を検討します。			■ (目標)
	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム※ <sup>1</sup> 、点字※ <sup>2</sup> 等）案内板の設置について検討します。			■ (目標)
	案内板までの経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。			■ (目標)
対応	障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
	心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

※整備目標の「(目標)」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

※1 ピクトグラム：「絵文字」「絵単語」を表す。2色で表したい概念を単純な図として表現。

※2 点字：視覚障がい者が触覚で読む字で、点が盛り上がって文字・数字を表現する。通常、用いられる点字は横2×縦3の6つの点で表現される。

③ 御殿場市民会館 [事業者:御殿場市]

項目		整備内容	整備目標		
			短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
ホール棟	通路	正面入口から大ホール客席までの段差の解消を検討します。(耐震改修時)			■ (目標)
	トイレ	多機能トイレの設置を検討します。(耐震改修時)			■ (目標)
	案内・誘導	案内板までの経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。			■ (目標)
		分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、点字等)案内板の設置について検討します。			■ (目標)
対応		筆談用具やコミュニケーションボードの導入を検討します。	■		
		駐車場から建物までの誘導員、介添え協力を強化します。	■	■	■
		障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
		心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

※整備目標の「(目標)」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

## ④ 御殿場市立図書館 [事業者:御殿場市]

リニューアル工事のタイミングに合わせてハード整備を推進します。

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
通路	車いすと歩行者がすれ違える幅の確保を検討します。		■ (目標)	
階段 スロープ	始末端、および踊り場に点状ブロックの設置を検討します。		■ (目標)	
	段差を認識しやすい色にする等の整備について検討します。		■ (目標)	
トイレ	水洗器具（オストメイト対応）を設置します。		■	
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの設置を検討します。		■ (目標)	
案内・誘導	エレベーターやトイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置を検討します。		■ (目標)	
	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置について検討します。		■ (目標)	
駐車場	障害者等用駐車スペースを設置します。		■	
対応	誰もが利用しやすいよう、物の配置等を工夫します。	■	■	■
	障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
	心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

※整備目標の「（目標）」については、『推進していくことを目標に検討していく』ことを示しています。

(2) 医療施設

① 富士病院 [事業者:富士病院]

増床・耐震・リニューアル工事のタイミングに合わせてハード整備を推進します。

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
通路	通路の平たん化を実施します。	■		
	手すりを設置します。	■		
階段 スロープ	始末端、および踊り場に点状ブロックの設置を検討します。	■		
	段差を認識しやすい色にする等の整備について検討します。	■		
	手すりを設置します。	■		
トイレ	多機能トイレの設置を検討します。	■		
	ベビーシートの設置を検討します。	■		
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの改修を実施します。	■		
案内・誘導	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置について検討します。	■		
設備	聴覚障がい者の窓口での呼び出し等の案内方法を検討します。	■		
駐車場	障害者等用駐車スペースを設置します。	■		
対応	障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
	心のバリアフリーに対応した職員教育を実施します。	■	■	■

6-1-6 交通安全特定事業 等

【整備方針】

- 重点整備地区は、あんしん歩行エリア「御殿場新橋地区」の一部でもあるので、信号機の設置・改良や道路標識の高輝度化等、あんしん歩行エリアとしての交通事故対策を推進します。
- 歩行者が多い地区においては、ゾーン 30 による通過交通の抑制を検討します。

【① 生活関連経路全体【事業者:公安委員会】】

整備内容		整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
※ (市) 4242号線	(都)御殿場駅前通り線と市道4242号線の交差点への音響式信号機 <sup>※1</sup> 設置の是非について検討を行います。			■
	音響装置付きなどバリアフリーに対応した信号機の改良を検討します。			■
	市と連携しながらゾーン30のエリア設定を検討します。	■	■	
	道路標識の高輝度化を検討します。			■
	標識の調査を行い、視認性の良くない標識については、これまでと継続して視認性の良い標識に改善します。	■	■	■
	違法駐車行為に係る車両の取締りをこれまでと継続して実施します。	■	■	■
	歩行者や自転車の通行マナーについて、これまでと継続して広報や市報等で周知を図り、マナー向上につなげていきます。	■	■	■

※(市)4242号線：信号機を設置する際は、至近の横断歩道の集約化が必要となり、駅前広場動線全体の見直しに波及することから、有識者や公安委員会、地元商店会、JR、タクシー、バス事業者等を含め、信号機設置の是非を検証します。

※1 音響式信号機：歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと、歩行者用信号機が「青」になったことを、「ピヨピヨ」や「カッコー」などの鳥の鳴き声やメロディーで知らせる。

### 6-1-7 その他の事業

#### 【整備方針】

- 特定事業が定められていない生活関連経路については、歩道整備や一方通行化等による交通規制、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を検討していきます。
- 御殿場駅富士山口駅前広場については、市内観光の玄関口として、初めて訪れた人にも分かりやすい案内サインによる誘導を検討します。
- 御殿場駅は交通結節点<sup>※1</sup>として、鉄道、バス、タクシー各事業者との連携を図りながら、誰もが利用しやすい環境となるよう、整備を進めます。
- 誰もが使いやすい施設となるよう、移動等円滑化基準に適合している施設の更なるバリアフリー化を継続して検討していきます。

#### ① 御殿場駅富士山口駅前広場 [事業者:御殿場市]

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの連続性を点検し、適切な設置と破損している箇所等の補修を行います。	■		
トイレ	入り口における音声案内の設置を検討します。			■
設備	必要に応じてベンチ等の休憩施設を設置するよう検討します。			■
案内表示	エレベーターへの案内サイン等を分かりやすいものに改善します。	■		
	分かりやすい表示となるように、サインの統一化を検討します。			■

※1 交通結節点：異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通結節点は、移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられる。

② 御殿場駅東西自由通路 [事業者:御殿場市]

項目	整備内容	整備目標		
		短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの連続性を点検し、適切な設置と破損している箇所等の補修を行います。	■		
階段	駅東口の整備に合わせ、駅前広場の接続部との勾配等について、改善を検討します。	■		

③ 生活関連経路(特定事業が定められた道路以外) [事業者:御殿場市]

整備内容	整備目標		
	短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
特定事業が定められていない生活関連経路については、歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置、一方通行化等による交通規制等を検討していきます。			■
積雪時の転倒を防止するため、凍結防止剤の散布等のメンテナンス強化に努めます。	■	■	■

④ 市内全域[事業者:御殿場市]

整備内容	整備目標		
	短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
視覚障がい者を含むすべての人が使いやすいトイレを実現するため、設備位置の統一を検討していきます。	■	■	■
利用しやすい施設環境の実現のため、適切な誘導経路の検討を行ったうえで、現在地や目的地の表示を誰もが分かりやすいよう工夫するなど案内の充実を図ります。	■	■	■

## 6-2 市全域への展開に向けた取り組み

### 6-2-1 重点整備地区外のバリアフリー化の方針

重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する観点から重点整備地区を定め、事業を効果的に進めますが、高齢者や障がい者等が安全に日常生活を送れるよう、重点整備地区以外の市全域への展開に向けたバリアフリー化の方針について、次のとおり定めます。

#### (1) 公共交通整備

重点整備地区内における特定事業に準じて、駅等のバリアフリー化について、関係機関と協議を進めます。特に富士岡駅については、将来的に駅舎、駅前広場のバリアフリー化について検討を行います。

#### (2) 道路整備

平成 22 年度に策定した都市計画マスタープラン、平成 23 年度に策定した道路整備 10 か年計画に基づき、支所や学校等公共施設周辺における道路や通学路を中心に、歩道設置を積極的に推進し、歩行者の安全確保を図ります。また、歩道の整備にあたっては、移動等円滑化基準に基づき、地域の実情に合った整備の推進を検討します。

#### (3) 路外駐車場整備

重点整備地区内における特定事業に準じて、路外駐車場のバリアフリー化を促進します。

#### (4) 都市公園整備

平成 22 年度に策定した都市計画マスタープランにより、公園の整備を進めます。また、特定公園施設の整備にあたっては、移動等円滑化基準に則り、整備を推進します。

#### (5) 建築物整備

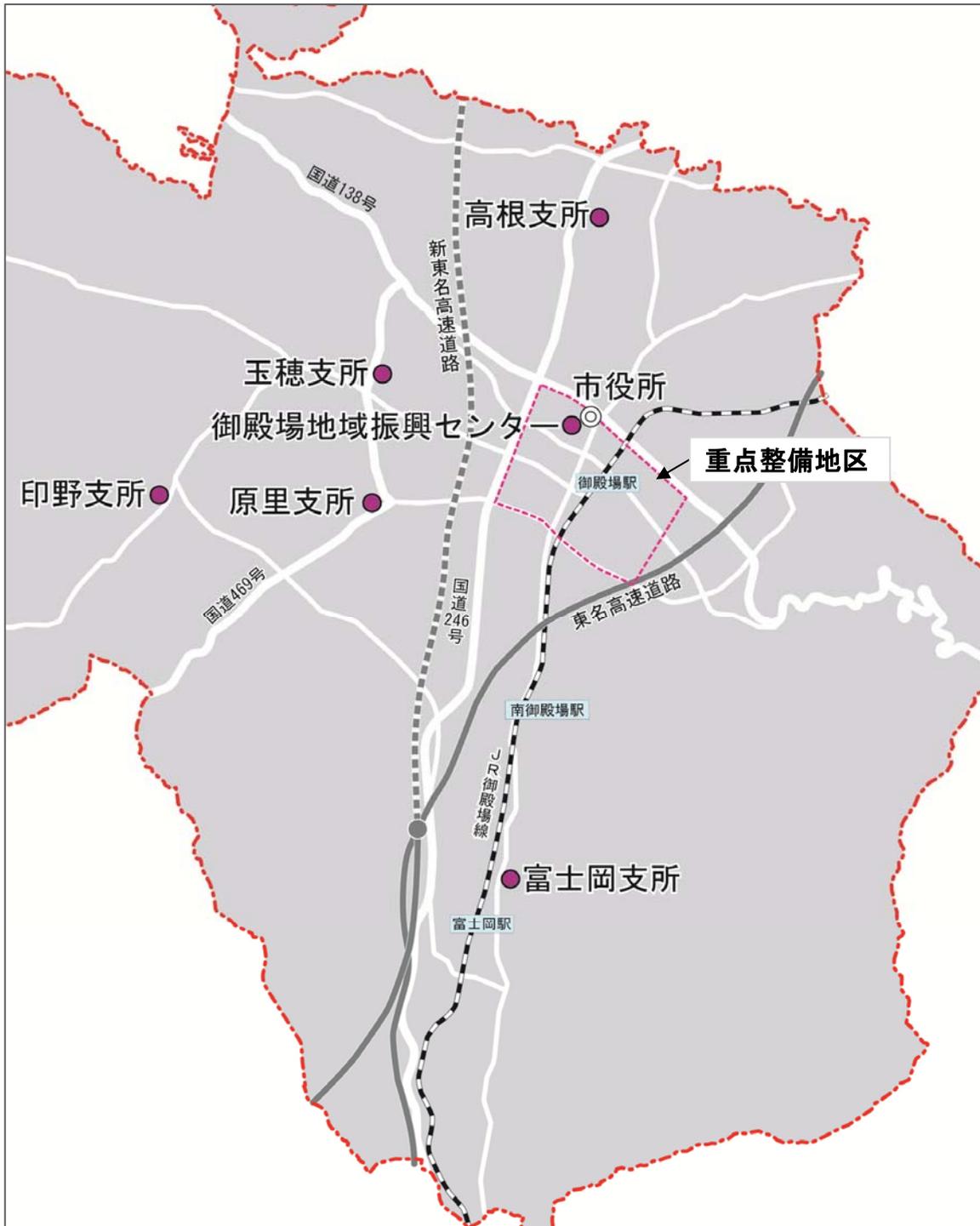
移動等円滑化基準への適合措置が求められている建築物等については、当該基準に適合する施設となるよう、施設管理者への意識啓発に努めます。

#### (6) 交通安全施設整備

警察との連携を図りながら、移動等円滑化に向けた取り組みを推進し、事故のない、安全で安心な交通施設の整備に努めます。

### 6-2-2 支所周辺のバリアフリー化の方針

市内には下図に示す御殿場地域振興センターおよび5箇所の支所があり、これらの施設およびその周辺のバリアフリー化の現状と基本方針について整理しました。



〈図6-1：支所位置図〉

※御殿場地域振興センターは重点整備地区内にあり、重点整備地区内の生活関連施設として扱うため、ここでは除外します。

(1) 富士岡支所

富士岡地域の中心部に位置し、周辺には生活利便施設、住宅等が立地しています。支所の内部には、図書館が併設されています。

【施設の現況】

<p>■ トイレ</p> 	<p>車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりが設置されている。</p> <p>○</p>	<p>■ 出入口</p> 	<p>スロープになっているが、手すりが設置されていない。</p> <p>×</p>
<p>■ 駐車場</p> 	<p>障害者等用駐車スペースがない。</p> <p>×</p>		<p>自動ドアにより容易に開閉が可能である。</p> <p>○</p> <p>入口から窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。</p> <p>○</p>

【周辺道路の状況】

<p>■ 歩道</p> 	<p>施設の周囲は歩道が設置されていない。</p> <p>×</p>
---	------------------------------------

主な課題

- 障害者等用駐車スペースが確保されていないので、建物入口までの経路が最短になる位置に障害者等用駐車スペースが必要である。

(2) 原里支所

原里支所は、既存集落や公共施設等が立地する、原里地域の中心部に位置しています。

【施設の現況】

<p>■ トイレ</p> 	<p>車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりが設置されている。</p> <p>○</p>	<p>■ 出入口</p> 	<p>施設入口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。</p> <p>○</p>
<p>■ 駐車場</p> 	<p>障害者等用駐車スペースが設けられている。</p> <p>○</p>		<p>自動ドアにより容易に開閉が可能である。</p> <p>○</p>

【周辺道路の状況】

<p>■ 歩道</p> 	<p>マウントアップ型で、十分な幅員が確保されていない。(写真左) 白線だけの箇所もある。(写真右)</p> <p>×</p>
---	---

主な課題

- 移動等円滑化基準を満たしていない箇所については、改築等に合わせて施設のバリアフリー化を実施する必要がある。

(3) 玉穂支所

玉穂地域の中心地にあり、支所東部においては、陸上競技場、体育館等のスポーツやレクリエーションが楽しめる施設が集積しています。

【施設の現況】

<p>■トイレ</p> 	<p>車いすで使用出来るスペースや手すりなどが確保されており、オストメイト対応になっている。</p> <p>○</p>	<p>■出入口</p> 	<p>視覚障害者誘導用ブロックがマット敷設により隠れている。(分断されている)</p> <p>×</p>
<p>■エレベーター</p> 	<p>車いすで使用できるエレベーターが確保されている。</p> <p>○</p>		<p>施設入口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている。</p> <p>○</p>
<p>■駐車場</p> 	<p>障害者等用駐車スペースが設けられている。</p> <p>○</p>		<p>窓口までの障がい者等が移動可能な経路が確保されている。</p> <p>○</p>

【周辺道路の状況】

<p>■歩道</p> 	<p>○ 周辺はセミフラット型の歩道が整備されている。</p> <p>×</p> <p>国道469号はマウントアップ型のやや狭い歩道となっている。</p>
--	---

主な課題

- 施設については概ねバリアフリー対応をしているが、出入口のマット敷設を改善する必要がある。

(4) 印野支所

印野支所は、印野地域の中心部となる集落地に位置しており、周辺に小学校や保育園が立地しています。

【施設の現況】

<p>■ トイレ</p> 	<p>車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりや子ども用の便座が設置されている。</p> <p>○</p>	<p>■ 出入口</p> 	<p>視覚障害者誘導用ブロックがマット敷設により隠れている。(機能していない)</p> <p>×</p>
<p>■ 駐車場</p> 	<p>障害者等用駐車スペースがない。</p> <p>×</p>		<p>自動ドアにより容易に開閉が可能である。</p> <p>○</p>

【周辺道路の状況】

<p>■ 歩道</p> 	<p>マウントアップ型で、十分な幅員が確保されていない。</p> <p>×</p>
---	---

主な課題

- 施設の移転が検討されており、移設する際にユニバーサルデザインに配慮した設計にする必要がある。

(5) 高根支所

高根支所周辺は、集落地や学校施設、広場等の施設が立地しており、生活利便施設が集積しています。

【施設の現況】

<p>■ トイレ</p> 	<p>車いすで使用出来るスペースが確保されており、手すりが設置されている。</p> <p>○</p>	<p>■ 出入口</p> 	<p>入口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていない。</p> <p>×</p>
<p>■ 駐車場</p> 	<p>障害者等用駐車スペースが設けられている。</p> <p>○</p>		<p>自動ドアにより容易に開閉が可能である。</p> <p>○</p>

【周辺道路の状況】

<p>■ 歩道</p> 	<p>施設周辺の歩道は十分な幅員が確保されていない。</p> <p>×</p> <p>一部セミフラット型の歩道が整備されている。</p> <p>○</p>
---	---

主な課題

- 出入口等の移動等円滑化基準を満たしていない箇所については、改築等に合わせ施設のバリアフリー化を実施する必要がある。

## (6) 支所におけるバリアフリー化の基本方針

### ・バリアフリー化が可能な箇所の段階的な整備の推進

⇒支所のバリアフリー化は早期実現が望ましいが、バリアフリー化には大規模な工事を伴う場合があるため、長期的な展望に立ち、簡易的に対応できる箇所からバリアフリー化を推進していきます。

### ・施設更新時におけるバリアフリー化への対応

⇒早期のバリアフリー化対応が困難な箇所については、施設の改築・新築時に対応します。また、その際は高齢者や障がい者等の意見を取り入れた設計とするため、設計段階から住民・当事者参加を推進していきます。

### ・歩行空間の整備の推進

⇒支所周辺は歩道の幅員が十分に確保されていない箇所が多いが、支所は地域の拠点となる施設であり、歩行空間の整備は重要です。そのため、優先的に歩行空間の整備を推進していきます。

### ・心のバリアフリー（ソフト施策）の推進

⇒施設の職員や市民の意識向上を図るとともに、地域住民と一体となったソフト面でのバリアフリー化も推進していきます。

### 6-3 その他の移動等円滑化のために必要な取り組み

市内の道路や建築物等のバリアフリー化事業を推進していくのと同時に、ハード整備だけではなく、住民等の意識の向上を図り、ソフト面でのバリアフリー化についても推進していく必要があります。

#### 6-3-1 心のバリアフリーの推進

全ての人に対し日常生活の中で存在する障壁として、物理的なバリア、制度的なバリア、文化情報面のバリア、意識上のバリアの4つのバリアがあるとされています。「心のバリアフリー」とは、意識上のバリアである偏見や差別などを取り除くことを指します。

「心のバリアフリー」の推進に向けて、助け合う意識の向上や高齢者・障がい者への理解促進など、啓発活動や教育など様々な取り組みを実施し、ノーマライゼーション社会※1を実現していくことが重要です。

また、「心のバリアフリー」を推進していくことで、ハード整備では解決できない課題を改善することも可能になります。

#### 【御殿場市の取り組み】

- ・ 市民の高齢者、障がい者等に対する理解を深めるために、各事業者等と連携して「バリアフリー教室」を実施する。  
(ノンステップバス等の利用方法を習得するためのバリアフリー教室の実施、駅の安全な利用方法を習得するためのバリアフリー教室の実施 等)
- ・ 市職員の高齢者・障がい者等への理解促進と対応の向上を図るために、職員教育を実施する。  
(職員の手話の習得、サービス介助士資格の取得、認知症サポーター※2の養成、介護マークの周知 等)
- ・ 市民および民間事業者の高齢者・障がい者等への理解促進を図るために、バリアフリーに関する情報提供を実施する。  
(市の広報や掲示板、HPへのバリアフリーに関する情報掲載、介護マークの配布・利用方法の周知・着用の促進、障害者等用駐車スペースの適切な利用方法の紹介、バリアフリーに対するマナー意識向上のための情報発信 等)

※1 ノーマライゼーション社会：障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会。

※2 認知症サポーター：地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源につなげる窓口となる役割を担う人。

【民間の生活関連施設の取り組み】

- ・ 誰もが利用しやすい商品陳列の工夫  
(車いす等でも買い物可能な体制の整備 等)
- ・ 障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発の実施  
(障害者等用駐車スペースの見回り、一般のお客さんへの啓発 等)
- ・ 心のバリアフリーに対応した従業員教育の実施  
(職員の手話の習得、サービス介助士資格の取得、認知症サポーターの養成、マタニティマークの配布、介護マークの周知 等)
- ・ 中心市街地の店舗活用によるバリアフリー化を促進するため、商店会等の協力により、利用できるトイレや休憩施設の提供を依頼し、高齢者や障がい者、妊産婦等が立ち寄りやすい環境を整えます。

建築物特定事業の位置付けがない民間の生活関連施設においても、「心のバリアフリー」等のソフト事業によるバリアフリー化の推進を図っていきます。

民間の施設管理者へヒアリングを行った結果を基に、バリアフリー化の推進に取り組んでいる民間の生活関連施設について、その整備内容を以下に紹介します。

① エディオン

整備内容	整備目標		
	短期 25~27年度	中期 28~32年度	長期 33年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

② エピ・スクエア

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

③ カインズホーム

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

④ キミサワ

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
誰もが利用しやすいよう、商品の陳列（棚の高さ、価格表示など）を工夫します。	■	■	■
障害者等用駐車スペースの利用マナーの向上・意識啓発を実施します。	■	■	■
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

## ⑤ BE-ONEビル

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
通行の支障となる場所に商品（荷物など）を置かないように、点検・整頓に努めます。	■	■	■
エレベーターの操作ボタンに点字シールを貼付します。	■		

## ⑥ ホテル御殿場館 21

整備内容	整備目標		
	短期 25～27年度	中期 28～32年度	長期 33年度以降
エレベーターの操作ボタンに点字シールを貼付します。	■		
心のバリアフリーに対応した従業員教育を実施します。	■	■	■

バリアフリーに関する色々なマーク



**障がい者のための国際シンボルマーク**

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



**ほじょ犬マーク**

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。これらの補助犬は、身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも自由に同伴できるようになっています。



**身体障害者標識(身体障害者マーク)**

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。



**聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)**

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。



**マタニティマーク**

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。



**介護マーク**

介護をする人が、介護中であることを周囲に理解していただくため、静岡県で考案されたものです。

「介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき」、「駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき」などに身につけます。